◎新潟県告示第447号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第１項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から２週間、次の場所において縦覧に供する。

平成28年４月５日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	１者	金屋赤井4040番ほか２筆　1.0ha
新発田市	21者	宮古木山立682番ほか280筆　24.8ha
阿賀野市	４者	上江端羽黒3158番ほか13筆　2.1ha
聖籠町	６者	諏訪山菖蒲沼71番ほか89筆　8.5ha
新潟市	45者	北区長戸呂前田5396番ほか500筆　47.4ha
五泉市	11者	丸田水田1140番ほか183筆　19.1ha
見附市	３者	下関町橋田甲237番１ほか４筆　0.7ha
魚沼市	14者	田川砂田243番ほか132筆　11.7ha
湯沢町	４者	土樽外井森2335番ほか18筆　1.7ha
十日町市	４者	嶽西乙29番２ほか39筆　5.5ha
津南町	５者	中深見丁533番ほか40筆　7.6ha
妙高市	１者	西菅沼新田1209番ほか１筆　0.5ha
糸魚川市	３者	田屋狐岩867番１ほか41筆　3.0ha
佐渡市	28者	下久知越沖2203番ほか130筆　18.5ha
合　計	150者	1,486筆　152.2ha

２　申請年月日

平成28年３月25日

３　縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課
新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

４　意見書の提出

法第18条第３項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。